

# ご利用ください 高齢者・障がい者福祉サービス

令和6年度分の福祉タクシー料金の助成、給食サービスの受け付けを3月25日(月)から開始します。

## 福祉タクシー料金の助成

### 高齢者

介護認定を受けられた方または運転免許返納された高齢者の方が外出に利用する際のタクシー料金の一部を助成します。

#### ▼対象者

- 市内に住所を有する在宅の方で、次の①または②に該当し、かつ③～⑤に該当する方
- ①介護保険法の要介護認定もしくは要支援認定を受けた方または基本チェックリストによる事業対象者
  - ②75歳以上の運転免許返納者
  - ③介護保険施設などに入所していない方
  - ④自動車税、軽自動車税の減免を受けていない方
  - ⑤心身障がい者福祉タクシー料金助成を受けていない方

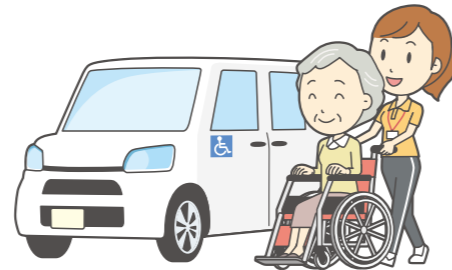
#### ▼利用券の交付枚数 年間 36枚

- #### ▼助成金の額 1回の乗車につき2枚まで
- 1枚目：基本料金および迎車回送料に相当する額
  - 2枚目：基本料金相当分まで

#### ▼申請に必要なもの

- ◎介護保険被保険者証
- ◎運転経歴証明書または取消通知書(令和4年4月1日以降に交付されたもの)※②の対象の方に限ります。
- ◎障がい者手帳(身体、療育、精神)※手帳の交付を受けている方に限ります。

申・問 市役所介護高齢課(内線 174・175)、十四山支所 ☎52-2111



### 障がい者

心身に障がいのある方で、対象者に該当する方がタクシーを利用される場合、その料金の一部を助成します。

#### ▼対象者

- 市内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方(施設に入所されている方、自動車税または軽自動車税の減免を受けている方は除きます。)
- ①身体障がい者手帳1級～3級の方
  - ②療育手帳A、B判定の方
  - ③精神障がい者保健福祉手帳1級、2級の方

#### ▼利用券の交付枚数 年間 48枚

#### ▼助成金の額など

区分	利用可能枚数	助成額
一般タクシー	1回の乗車につき2枚まで	1枚目 基本料金(障がい者割引分を控除した額)および迎車回送料 2枚目 基本料金(障がい者割引分を控除した額)相当分まで
リフト付き タクシーなど	車椅子 ストレッチャー	1回の乗車につき1枚
		1,500円 2,000円
		ただし、実際に要した額がそれぞれに満たないときは、実際に要した額

※リフト付きタクシーなどを利用の場合の助成については、寝たきりの状態または車椅子を使用している重度障がいの方に限ります。

#### ▼申請に必要なもの 障がい者手帳(身体、療育、精神)

申・問 市役所福祉課(内線 162・163)、十四山支所 ☎52-2111



## 給食サービス

総合福祉センター



高齢者や重度の障がい者の方に、自宅へのお弁当の配達サービスまたは総合福祉センターおよび十四山総合福祉センター内喫茶室においての食事代の一部を助成します。

#### ▼対象者

- 市内に住所を有する高齢者(おおむね65歳以上の方)または重度の障がい者(身体障がい者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級)で、次のいずれかに該当する方
- ①高齢者のみの世帯
  - ②重度の障がい者のみの世帯
  - ③高齢者と重度の障がい者のみの世帯

#### ▼実施内容

次のどちらか一つの方法を選び申請してください。なお、実施方法の年度内の変更はできません。

##### ①自宅へお弁当を配達

日曜日から土曜日(週7回、1日1食まで)の昼食または夕食のいずれかを選択し、自宅にお弁当が配達されます。その際、配達業者に一食につき400円をお支払いください。  
※現在、お弁当の配達サービスをご利用の方は、今回は申請の必要はありません。

##### ②総合福祉センターおよび十四山総合福祉センター内喫茶室において飲食をするときの利用券

1カ月当たり800円分(200円×4枚)の利用券を交付し、その利用券で食事などをさせていただきます。なお、1回に使用できる枚数は1枚(200円)ですので、差額は各自負担してください。

#### ▼申請に必要なもの

- ◎年齢確認ができるもの
- ◎障がい者の方は、障がい者手帳(身体、療育、精神)

#### ▼その他

総合福祉センターおよび十四山総合福祉センター内喫茶室において利用券で食事などをされる方は、本人確認のため総合福祉センター・十四山総合福祉センター利用証や障がい者手帳など本人確認ができるものを同時に提示してください。

申・問 市役所介護高齢課(内線 174・175)、十四山支所 ☎52-2111



## 大谷翔平選手から寄贈されたグローブの展示について

1月に大谷翔平選手から野球のグローブ3個が各小学校へ届きました。3学期の始業式で子どもたちに紹介し、体育の授業や休み時間などに使用しておりますが、市民の多くの方にもご覧いただきたいと思っております。下記の小学校春休み期間中に展示をしますので、ぜひ手に取ってご覧ください。

期間：3月23日(土)～4月3日(水)

ところ：①市役所4階 学校教育課

②TKEスポーツセンター(十四山スポーツセンター)

③総合社会教育センター

とき：①午前8時30分～午後5時15分(土、日曜日除く)

②、③午前9時～午後9時30分(火～土曜日)、

午前9時～午後5時(日曜日)



問 市役所学校教育課(内線 403)